

別表（要領第2条関係）

補助対象経費

経費区分	内 容
報償費	外部専門家、技術指導員等に係る指導費用、旅費及びコンサルタント費用
原材料・消耗品費 印刷費	新商品の試作、生産性及び付加価値向上のための実証試験等に必要な原材料、種苗代、肥料代、消耗品等の購入に要する経費、商品等説明資料の印刷費
通信・運搬費	郵便・宅配料等の費用
機器リース費	実験装置、測定機器、機械器具等の使用料
市場調査費	新商品等の市場調査に要する経費、試食会・展示会出展等に要する経費
施設及び設備等賃貸料	施設や設備等の賃貸料・使用料
外部委託費用	調査・試作・商品パッケージ等の加工・試験・分析等に係る委託費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、町長が必要かつ適当と認める経費

備考

- 1 各経費区分の定義については、音更町財務規則（平成9年音更町規則第4号）に準ずるものとします。
- 2 補助対象経費には、消費税を含むものとする。
- 3 構成員間の取り引きに要した経費については、利益分を除いた額のみ計上することができる。

留意事項

次の経費は、補助対象経費とすることができない。

- (1) 不動産（土地及び建物）の取得費用、賃貸料等
- (2) 税金、光熱水費等
- (3) 食料費、接待費、会食費等（事業に必要な食材費は対象とする。）
- (4) 人件費
- (5) 旅費及び交通費（外部専門家、技術指導員等招請に係る旅費は対象とする。）
- (6) パソコン、デジカメ等の日常使用する汎用物品
- (7) その他町長が補助に適さないと認めた経費